

平成12(2000)年、 基礎的な自治体(地方公共団体)復活

特別区長会が設置した「特別区政調査会」は「『特例』市の構想」(昭和56年)を、都が設置した「都制度調査会」は「新しい都制度のあり方」(昭和59年)を提言しました。都区双方の提言をもとに、昭和61年に「都区制度改革の基本的方向」を都区で合意し、法改正に向けて議会、住民が一体となった運動が開始されました。

この結果、平成10年の自治法改正で、特別区は「基礎的な地方公共団体」として法律上明記され、2000(平成12)年の施行とともに清掃事業など住民に身近な事務が移管されました。

戦後半世紀をかけた特別区の自治権復権運動達成から今年度は20年目に当たります。

主な改正点

- (1)「基礎的な地方公共団体」の位置づけ
(条文で明確化)
- (2)自主性・自立性の強化
(内部団体的な特例の廃止)
- (3)事務の移譲
(清掃事業、教育委員会の事務、保健所設置市の都留保事務など)